

水道局企業管理規程番号	水道局企業管理規程名	公布年月日
水道局企業管理規程第1号	さいたま市水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程	令和6年1月26日
水道局企業管理規程第2号	さいたま市給水条例施行規程の一部を改正する規程	令和6年2月29日
水道局企業管理規程第3号	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程	令和6年3月13日
水道局企業管理規程第4号	さいたま市給水条例施行規程の一部を改正する規程	令和6年3月13日
水道局企業管理規程第5号	さいたま市水道局会計規程の一部を改正する規程	令和6年3月21日
水道局企業管理規程第6号	さいたま市水道局事務分掌規程の一部を改正する規程	令和6年3月22日
水道局企業管理規程第7号	さいたま市水道局事務専決規程の一部を改正する規程	令和6年3月22日
水道局企業管理規程第8号	さいたま市水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程	令和6年3月28日
水道局企業管理規程第9号	さいたま市水道局契約事務規程の一部を改正する規程	令和6年3月29日
水道局企業管理規程第10号	さいたま市水道局文書管理規程の一部を改正する規程	令和6年3月29日
水道局企業管理規程第11号	さいたま市水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程	令和6年3月29日
水道局企業管理規程第12号	さいたま市水道局特定非常勤職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規程の一部を改正する規程	令和6年3月29日
水道局企業管理規程第13号	さいたま市水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程	令和6年3月29日
水道局企業管理規程第14号	さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	令和6年3月29日

さいたま市水道局企業管理規程第1号

さいたま市水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局自家用電気工作物保安規程（平成14年さいたま市水道部企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

馬宮配水場	東浦和浄水場	南浦和浄水場
北浦和浄水場	土合浄水場	東大宮浄水場
日進浄水場	高鼻浄水場	

」

「

馬宮配水場	東浦和浄水場	北浦和浄水場
土合浄水場	東大宮浄水場	日進浄水場
高鼻浄水場		

」

改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和5年3月27日から適用する。

さいたま市水道局企業管理規程第2号

さいたま市給水条例施行規程の一部を改正する規程

さいたま市給水条例施行規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第36号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（給水量の計量等）</p> <p>第13条　【略】</p> <p>2　管理者は、メーターを検針したときは、使用水量、今回の水道料金（以下「料金」という。）及び下水道使用料を使用水量等のお知らせ（様式第13号）若しくはさいたま市水道局会計規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第31号）第114条の規定により別に定める様式に印字する方法又は電子情報処理組織（管理者の使用に係る電子計算機と、使用者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により使用者に通知する。この場合において、メーターに異状があると認められるときは、使用者にこの旨を告げ、適当な措置を講じなければならない。</p>	<p>（給水量の計量等）</p> <p>第13条　【略】</p> <p>2　メーターを検針したときは、使用水量、今回の水道料金（以下「料金」という。）及び下水道使用料を使用水量等のお知らせ（様式第13号）に印字する方法又は電子情報処理組織（管理者の使用に係る電子計算機と、使用者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により使用者に通知する。この場合において、メーターに異状があると認められるときは、使用者にこの旨を告げ、適当な措置を講じなければならない。</p>

附 則

この規程は、令和6年3月1日から施行する。

さいたま市水道局企業管理規程第3号

さいたま市水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第40号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（指定の申請）</p> <p>第5条 条例第10条第1項の指定を受けようとする者は、施行規則様式第1による申請書に次に掲げる事項を記載し、管理者に申請しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 第13条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）の氏名及び当該主任技術者が法第25条の5第1項の規定により<u>国土交通大臣及び環境大臣</u>から交付を受けている給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付番号</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（主任技術者の選任等）</p> <p>第13条 指定工事事業者は、第6条の指定を受けた日から2週間以内に、事業所ごとに、法第25条の5第1項の規定により<u>国土交通大臣及び環境大臣</u>から免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 指定工事事業者は、第1項又は第2項の規定により主任技術者の選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に<u>2以上の事業所</u>の主任技術者を兼ねることとなるときには、当該2以上の事業所の主任技術者となつてもその職務を行うに当たって支障がないことを確認しなければならない。</p>	<p>（指定の申請）</p> <p>第5条 条例第10条第1項の指定を受けようとする者は、施行規則様式第1による申請書に次に掲げる事項を記載し、管理者に申請しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 第13条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）の氏名及び当該主任技術者が法第25条の5第1項の規定により<u>厚生労働大臣</u>から交付を受けている給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付番号</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（主任技術者の選任等）</p> <p>第13条 指定工事事業者は、第6条の指定を受けた日から2週間以内に、事業所ごとに、法第25条の5第1項の規定により<u>厚生労働大臣</u>から免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 指定工事事業者は、第1項又は第2項の規定により主任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が当該2以上の事業所の主任技術者となつてもその職務を行うに当たって特に支障がないと認めるとときは、この限りでない。</p>

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第13条第4項の改正は、同年3月31日から施行する。

さいたま市水道局企業管理規程第4号

さいたま市給水条例施行規程の一部を改正する規程

さいたま市給水条例施行規程（平成13年5月1日さいたま市水道部企業管理規程第36号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(簡易専用水道以外の貯水槽水道の検査) 第24条 条例第40条の3第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理の状況に関する検査は、水道法（昭和32年法律第177号）第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関又は <u>国土交通大臣及び環境大臣</u> の登録を受けた者による検査とし、毎年1回以上定期に行うものとする。 2 [略]	(簡易専用水道以外の貯水槽水道の検査) 第24条 条例第40条の3第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理の状況に関する検査は、水道法（昭和32年法律第177号）第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関又は <u>厚生労働大臣</u> の登録を受けた者による検査とし、毎年1回以上定期に行うものとする。 2 [略]

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市水道局企業管理規程第5号

さいたま市水道局会計規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局会計規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第1章～第12章 [略] <u>第13章 指定公金事務取扱者（第112条の2 —第112条の4）</u> <u>第14章 [略]</u> 附則 <u>(指定納付受託者)</u> <u>第26条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定による指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。以下同じ。）の指定をしようとするときは、水道財務課長に合議しなければならない。</u> 2 指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の前日から起算して60日前の日又はその変更を決定した日の翌日から起算して14日後のいずれか早い日までに、その旨を記載した届出書を管理者に提出しなければならない。 3 地方自治法第231条の2の7の規定による指定の取消しをしようとするときは、水道財務課長に合議しなければならない。 (領収書等の交付) 第27条 [略] 2 前項の規定は、指定金融機関が現金の納入を受けた場合に準用する。 3 [略] 4 次に掲げる方法により水道料金及び下水道使用	目次 第1章～第12章 [略] <u>第13章 [略]</u> 附則 <u>(指定納付受託者)</u> <u>第27条 [略]</u> 2 前項の規定は、 <u>指定金融機関及び法第33条の2の規定に基づき水道料金、下水道使用料及び水道事業に係る費用の徴収又は収納事務を受託している者（以下「収納事務受託者」という。）</u> が現金の納入を受けた場合に準用する。 3 [略] 4 次に掲げる方法により水道料金及び下水道使用

料の納入を受けた場合は、領収書の交付を省略することができる。

(1) 指定納付受託者による納入

(2) [略]

(収納金の取扱い)

第28条 [略]

2 収納取扱金融機関は、現金を収納した場合には、水道事業の用に供する預金又は振替口座に受け入れ、速やかに出納取扱金融機関の管理者名義の預金口座に振り替え、公金振替書を出納取扱金融機関に提出し、及び収納金集合通知書を管理者に提出しなければならない。ただし、収納取扱金融機関が郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行（以下「郵便貯金銀行」という。）又は農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号及び第3号に規定する事業を行う農業協同組合である場合については、別に定めるところによる。

3 [略]

4 [略]

5 [略]

6 第1項及び第4項に規定する翌日並びに同項ただし書に規定する翌々日が、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項各号に定める市の休日（以下この条及び第31条において「市の休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い市の休日以外の日とする。

(資金前渡職員の補助)

第42条の3 資金前渡を受けた者は、前渡金の事務を補助させるため、補助職員を置くことができる。

2 前項の補助職員は、資金前渡を受けた者の指揮を受けて、前渡金の支払に関する事務を補助する。

第13章 指定公金事務取扱者

(指定公金事務取扱者)

第112条の2 法第33条の2で準用する地方自治法第243条の2第1項の規定により公金事務を委託しようとするときは、水道財務課長に合議しなければならない。

2 法第33条の2で準用する地方自治法第243

料の納入を受けた場合は、領収書の交付を省略することができる。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の指定納付受託者による納入

(2) [略]

(収納金の取扱い)

第28条 [略]

2 収納取扱金融機関は、現金を収納した場合には、管理者名義の預金又は振替口座に受け入れ、速やかに出納取扱金融機関の管理者名義の預金口座に振り替え、公金振替書を出納取扱金融機関に提出し、及び収納金集合通知書を管理者に提出しなければならない。ただし、収納取扱金融機関が郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行（以下「郵便貯金銀行」という。）である場合については、別に定めるところによる。

3 [略]

4 収納事務受託者は、現金を収納した場合には、管理者に納入り、又は指定金融機関に預け入れなければならない。

5 [略]

6 [略]

7 第1項及び第5項に規定する翌日並びに同項ただし書に規定する翌々日が、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項各号に定める市の休日（以下この条及び第31条において「市の休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い市の休日以外の日とする。

条の2の3第1項の規定により指定公金事務取扱者（地方自治法第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）の指定の取消しをしようとするときは、水道財務課長に合議しなければならない。

3 第26条の2第2項の規定は、指定公金事務取扱者について準用する。

（公金の徴収又は収納に関する事務の委託）

第112条の3 法第33条の2で準用する地方自治法第243条の2の5第1項の規定によりその収納に関する事務を委託することができる収入は、同項各号のいずれにも該当する水道事業の業務に係る収入とする。

2 指定公金事務取扱者は、徴収した収入及び収納した収入を管理者又は指定金融機関に払い込まなければならない。

3 指定公金事務取扱者は、収入を徴収し、又は収納したときは、領収書を納入者に交付しなければならない。ただし、次に掲げるときは、この限りでない。

(1) 口座振替の方法により収納したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、管理者が特に認めるとき。

4 第27条第1項ただし書の規定は、指定公金事務取扱者について準用する。

（公金の支出に関する事務の委託）

第112条の4 指定公金事務取扱事務者（支出に関する事務の委託を受けた者に限る。次項において同じ。）の資金の管理、支払及び精算については、前渡金の例による。

2 指定公金事務取扱者は、次に掲げるときは、速やかに、管理者に支出報告書を提出しなければならない。

(1) 支出に関する事務が完了したとき。

(2) 複数年度にわたり支出に関する事務を委託している場合であって、各事業年度が終了したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が特に認めるとき。

第14章 [略]

第13章 [略]

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日において現に水道事業の業務に係る公金の徴収又は収納に関する事務を行わせている者（地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号。以下この項において「改正法」という。）による改正後の地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する改正法による改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定による指定を受けた者を除く。）については、令和8年3月31日までの間は、この規程による改正前のさいたま市水道局会計規程第27条第2項及び第28条第4項の規定は、なお従前の例による。

さいたま市水道局企業管理規程第6号

さいたま市水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局事務分掌規程（平成15年さいたま市水道部企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(内部組織) 第2条 局の内部組織は、次のとおりとする。 業務部 〔略〕 北部水道営業所 営業係 <u>料金・検針係</u>	(内部組織) 第2条 局の内部組織は、次のとおりとする。 業務部 〔略〕 北部水道営業所 営業係 <u>料金係</u> <u>検針係</u>
南部水道営業所 営業係 <u>料金・検針係</u>	南部水道営業所 営業係 <u>料金係</u> <u>検針係</u>
給水部 〔略〕 北部水道建設課 建設第1係 建設第2係 建設第3係 南部水道建設課 建設第1係 建設第2係 <u>建設第3係</u> 〔略〕	給水部 〔略〕 北部水道建設課 建設第1係 建設第2係 南部水道建設課 建設第1係 建設第2係 〔略〕
(分掌事務) 第3条 局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 業務部 〔略〕 管財課 (1) 〔略〕	(分掌事務) 第3条 局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 業務部 〔略〕 管財課 (1) 〔略〕

(2) 用地の総括管理に関すること。
(3)～(6) [略]

(7) [略]
(8) [略]
(9) [略]
(10) [略]
(11) [略]
[略]

(2) 用地の管理に関すること。
(3)～(6) [略]
(7) 不用品の処分に関すること。

(8) [略]
(9) [略]
(10) [略]
(11) [略]
(12) [略]
[略]

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市水道局企業管理規程第7号

さいたま市水道局事務専決規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局事務専決規程（平成15年さいたま市水道部企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第3条関係） 共通専決事項				別表第1（第3条関係） 共通専決事項			
1 事務の執行				1 事務の執行			
専 決 事 項		課 長	部 長	専 決 事 項		課 長	部 長
1～10 [略]				1～10 [略]			
11 200万円未満の法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定に関すること。				11 200万円未満の法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定に関すること。			
12 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を指定すること。				12 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を指定すること。			
13 地方公営企業法（昭和27年法律第29号）第33条の2で準用する地方自治法第243条の2第1項の規定による指定公金事務取扱者の指定すること。				13 地方公営企業法（昭和27年法律第29号）第33条の2で準用する地方自治法第243条の2第1項の規定による指定公金事務取扱者の指定すること。			
2 人事・服務				2 人事・服務			
専 決 事 項		課 長	部 長	専 決 事 項		課 長	部 長
1～6 [略]				1～6 [略]			
7 出張の命令及び復命の受理をすること。				7 出張（水道総務課が主管する派遣研修を除く。）の命令及び復命の受理をすること。			
(1)～(3) [略]				(1)～(3) [略]			
8 [略]				8 [略]			
3 予算の執行				3 予算の執行			
専 決 事 項		課 長	部 長	専 決 事 項		課 長	部 長
1 [略]				1 [略]			

2 支出負担行為				2 支出負担行為の決定																																																								
(1)	[略]			(1)	[略]																																																							
(2)	用地費																																																											
ア	1件1万平方メートル以上 のもの		○																																																									
(7)	5,000万円以上8, 000万円未満	○																																																										
(4)	2,000万円以上5, 000万円未満		○																																																									
(9)	2,000万円未満	○																																																										
イ	1件1万平方メートル未満 のもの		○																																																									
(7)	5,000万円以上		○																																																									
(4)	2,000万円以上5, 000万円未満																																																											
(9)	2,000万円未満	○																																																										
(3)	[略]			(2)	[略]																																																							
(4)	[略]			(3)	[略]																																																							
(5)	[略]			(4)	[略]																																																							
(6)	[略]			(5)	[略]																																																							
(7)	[略]			(6)	[略]																																																							
(8)	[略]			(7)	[略]																																																							
(9)	[略]			(8)	[略]																																																							
3・4 [略]		3・4 [略]		4～6 [略]																																																								
4～6 [略]																																																												
別表第2 (第3条関係) 個別専決事項																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務部</th><th>専決事項</th><th>課長</th><th>部長</th><th>局長</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課所名</td><td>専決事項</td><td>課長</td><td>部長</td><td>局長</td></tr> <tr> <td>水道総務課</td><td>1～16 [略]</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>17 [略]</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>18 [略]</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>19 [略]</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>20 [略]</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>21 [略]</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>22 [略]</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>23 [略]</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td><td colspan="2" rowspan="3">[略]</td><td colspan="2" rowspan="2">[略]</td></tr> </tbody> </table>					業務部	専決事項	課長	部長	局長	課所名	専決事項	課長	部長	局長	水道総務課	1～16 [略]					17 [略]					18 [略]					19 [略]					20 [略]					21 [略]					22 [略]					23 [略]				[略]		[略]		[略]	
業務部	専決事項	課長	部長	局長																																																								
課所名	専決事項	課長	部長	局長																																																								
水道総務課	1～16 [略]																																																											
	17 [略]																																																											
	18 [略]																																																											
	19 [略]																																																											
	20 [略]																																																											
	21 [略]																																																											
	22 [略]																																																											
	23 [略]																																																											
[略]		[略]		[略]																																																								
別表第2 (第3条関係) 個別専決事項																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務部</th><th>専決事項</th><th>課長</th><th>部長</th><th>局長</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課所名</td><td>専決事項</td><td>課長</td><td>部長</td><td>局長</td></tr> <tr> <td>水道総務課</td><td>1～16 [略] 17 水道総務課の主管する派遣研修の出張命令をすること。 (1) 部長 (2) 部長相当職及び課長（課長相当職を含む。） (3) (1)及び(2)に規定する職員以外の職員 18 [略] 19 [略] 20 [略] 21 [略] 22 [略] 23 [略] 24 [略]</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td><td colspan="2">[略]</td><td colspan="2">[略]</td></tr> </tbody> </table>					業務部	専決事項	課長	部長	局長	課所名	専決事項	課長	部長	局長	水道総務課	1～16 [略] 17 水道総務課の主管する派遣研修の出張命令をすること。 (1) 部長 (2) 部長相当職及び課長（課長相当職を含む。） (3) (1)及び(2)に規定する職員以外の職員 18 [略] 19 [略] 20 [略] 21 [略] 22 [略] 23 [略] 24 [略]		○	○	[略]		[略]		[略]																																				
業務部	専決事項	課長	部長	局長																																																								
課所名	専決事項	課長	部長	局長																																																								
水道総務課	1～16 [略] 17 水道総務課の主管する派遣研修の出張命令をすること。 (1) 部長 (2) 部長相当職及び課長（課長相当職を含む。） (3) (1)及び(2)に規定する職員以外の職員 18 [略] 19 [略] 20 [略] 21 [略] 22 [略] 23 [略] 24 [略]		○	○																																																								
[略]		[略]		[略]																																																								

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 共通専決事項 1 事務の執行第 1 1 項の次に 2 項を加える改正（第 1 2 項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

さいたま市水道局企業管理規程第8号

さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（令和5年さいたま市水道局企業管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中別表第4の改正規定を次のように改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第28条関係）

会計年度任用職員企業職給料表

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
1	157,900	1,115	970
2	159,100	1,124	977
3	160,200	1,131	984
4	161,300	1,139	991
5	162,400	1,147	997
6	163,600	1,156	1,005
7	164,800	1,164	1,012
8	166,000	1,172	1,019
9	167,200	1,181	1,027
10	168,900	1,193	1,037
11	170,500	1,204	1,047
12	172,200	1,216	1,058
13	173,800	1,228	1,067
14	175,500	1,240	1,078
15	177,100	1,251	1,088
16	178,800	1,263	1,098
17	180,400	1,274	1,108
18	182,100	1,286	1,118
19	183,800	1,298	1,129
20	185,500	1,310	1,139
21	187,100	1,322	1,149
22	188,800	1,334	1,160
23	190,500	1,346	1,170
24	192,200	1,358	1,180
25	193,900	1,370	1,191
26	195,500	1,381	1,201
27	197,100	1,392	1,211
28	198,700	1,404	1,220
29	200,200	1,414	1,230
30	201,800	1,425	1,239
31	203,300	1,436	1,249
32	204,900	1,447	1,258
33	206,400	1,458	1,268
34	207,900	1,469	1,277
35	209,400	1,479	1,286
36	210,900	1,490	1,295
37	212,400	1,500	1,305
38	213,900	1,511	1,314
39	215,400	1,522	1,323
40	216,900	1,532	1,332
41	218,400	1,543	1,341
42	220,100	1,555	1,352
43	221,700	1,566	1,362
44	223,400	1,578	1,372

45	225,000	1,589	1,382
46	226,700	1,601	1,392
47	228,400	1,613	1,403
48	230,100	1,625	1,413
49	231,700	1,637	1,423
50	233,400	1,649	1,434
51	235,100	1,661	1,444
52	236,800	1,673	1,454
53	238,500	1,685	1,465
54	240,200	1,697	1,475
55	241,900	1,709	1,486
56	243,600	1,721	1,496
57	245,200	1,732	1,506
58	246,800	1,743	1,516
59	248,400	1,755	1,526
60	250,000	1,766	1,536
61	251,500	1,777	1,545
62	253,100	1,788	1,555
63	254,600	1,799	1,564
64	256,200	1,810	1,574
65	257,700	1,820	1,583
66	259,300	1,832	1,593
67	260,900	1,843	1,603
68	262,500	1,854	1,612
69	264,000	1,865	1,622
70	265,300	1,874	1,630
71	266,600	1,883	1,638
72	267,900	1,892	1,646
73	269,100	1,901	1,653
74	270,300	1,909	1,660
75	271,400	1,917	1,667
76	272,600	1,926	1,674
77	273,700	1,933	1,681
78	274,600	1,940	1,687
79	275,500	1,946	1,692
80	276,400	1,953	1,698
81	277,300	1,959	1,703
82	278,100	1,965	1,708
83	278,800	1,970	1,713
84	279,500	1,974	1,717
85	280,200	1,979	1,721
86	280,700	1,983	1,724
87	281,100	1,986	1,727
88	281,500	1,989	1,729
89	281,900	1,991	1,732

備考 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

さいたま市水道局企業管理規程第9号

さいたま市水道局契約事務規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局契約事務規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(契約保証金) 第4条 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「公企令」という。） <u>第21条の14</u> の規定による契約保証金の額は、契約代金の100分の10以上の額（電磁的方法（市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法をいう。以下同じ。）による普通財産の売払いに係る一般競争入札の場合にあっては、予定価格の100分の10以上で管理者の定める額）とする。ただし、単価契約の場合は、その都度管理者が定めるものとする。 2 [略]	(契約保証金) 第4条 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「公企令」という。） <u>第21条の15</u> の規定による契約保証金の額は、契約代金の100分の10以上の額（電磁的方法（市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法をいう。以下同じ。）による普通財産の売払いに係る一般競争入札の場合にあっては、予定価格の100分の10以上で管理者の定める額）とする。ただし、単価契約の場合は、その都度管理者が定めるものとする。 2 [略]
(入札保証金) 第21条 公企令 <u>第21条の14</u> の規定による入札保証金の額は、その者の見積りに係る入札金額の100分の5以上の額（電磁的方法による普通財産の売払いに係る一般競争入札の場合にあっては、予定価格の100分の10以上で管理者の定める額）とする。ただし、単価による入札の場合にあっては、その都度管理者が定めるものとなる。	(入札保証金) 第21条 公企令 <u>第21条の15</u> の規定による入札保証金の額は、その者の見積りに係る入札金額の100分の5以上の額（電磁的方法による普通財産の売払いに係る一般競争入札の場合にあっては、予定価格の100分の10以上で管理者の定める額）とする。ただし、単価による入札の場合にあっては、その都度管理者が定めるものとなる。
(随意契約によることができる額) 第33条 公企令 <u>第21条の13第1項第1号</u> の規定により企業管理規程で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)～(6) [略]	(随意契約によることができる額) 第33条 公企令 <u>第21条の14第1項第1号</u> の規定により企業管理規程で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)～(6) [略]

(随意契約における手続の特例)

第34条の2 管理者は、公企令第21条の13第1項第3号又は第4号による随意契約により契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(保証金)

第37条 せり売りに付する場合の公企令第21条の14の規定による保証金の額は、必要に応じてその都度管理者が定めるものとする。

(随意契約における手続の特例)

第34条の2 管理者は、公企令第21条の14第1項第3号又は第4号による随意契約により契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(保証金)

第37条 せり売りに付する場合の公企令第21条の15の規定による保証金の額は、必要に応じてその都度管理者が定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市水道局企業管理規程第10号

さいたま市水道局文書管理規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局文書管理規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(供覧)</p> <p>第13条 収受した文書又は作成した文書で次の各号のいずれかに該当するものは、電子文書管理システムを使用した供覧は当該システムに所要事項を記録した上で、当該システムに記録した電磁的記録（ただし、当該電磁的記録の一部について当該システムに記録することが困難な場合は、別に定めるところによる。以下この条において同じ。）により、又は供覧用紙（様式第4号）を用いて、電子決裁システムを使用した供覧は当該システムに所要事項を記録した上で、当該システムに記録した電磁的記録により、又は当該システムから出力される帳票等を用いて、関係者に供覧しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(供覧)</p> <p>第13条 収受した文書又は作成した文書で次の各号のいずれかに該当するものは、電子文書管理システムを使用した供覧は当該システムに所要事項を記録した上で、当該システムに記録した電磁的記録により、又は供覧用紙（様式第4号）を用いて、電子決裁システムを使用した供覧は当該システムに所要事項を記録した上で、当該システムに記録した電磁的記録により、又は当該システムから出力される帳票等を用いて、関係者に供覧しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>(起案)</p> <p>第14条 事案の処理の意思決定に当たっては、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりに、起案しなければならない。</p> <p>(1) 電子文書管理システムを使用した意思決定 電子文書管理システムに記録した電磁的記録（ただし、当該電磁的記録の一部について当該システムに記録することが困難な場合は、別に定めるところによる。）による、又は起案用紙（様式第5号）を用いた起案</p> <p>(2) 電子決裁システムを使用した意思決定 電子決裁システムに記録した電磁的記録（ただし、当該電磁的記録の一部について当該システムに記録することが困難な場合は、別に定めるところによる。）による、又は当該システムから出</p>	<p>(起案)</p> <p>第14条 事案の処理の意思決定に当たっては、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりに、起案しなければならない。</p> <p>(1) 電子文書管理システムを使用した意思決定 電子文書管理システムに記録した電磁的記録による、又は起案用紙（様式第5号）を用いた起案</p> <p>(2) 電子決裁システムを使用した意思決定 電子決裁システムに記録した電磁的記録による、又は当該システムから出力される帳票等を用いた起案</p>

力される帳票等を用いた起案

2 [略]

2 [略]

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市水道局企業管理規程第11号

さいたま市水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局安全衛生管理規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
(総括安全衛生管理者等の選任) 第4条 水道局に、法第10条第1項に規定する総括安全衛生管理者（以下「総括安全衛生管理者」という。）、法第11条第1項に規定する安全管理者（以下「安全管理者」という。）、法第12条第1項に規定する衛生管理者（以下「衛生管理者」という。）、法第12条の2に規定する安全衛生推進者（以下「安全衛生推進者」という。）、 <u>労働安全衛生規則</u> （昭和47年労働省令第32号）以下「省令」という。）第12条の5に規定する化学物質管理者（以下「化学物質管理者」という。）、省令第12条の6に規定する保護具着用管理責任者（以下「保護具着用管理責任者」という。）及び消防法（昭和23年法律第186号）第8条に規定する防火管理者（以下「防火管理者」という。）を置く。	(総括安全衛生管理者等の選任) 第4条 水道局に、法第10条第1項に規定する総括安全衛生管理者（以下「総括安全衛生管理者」という。）、法第11条第1項に規定する安全管理者（以下「安全管理者」という。）、法第12条第1項に規定する衛生管理者（以下「衛生管理者」という。）、法第12条の2に規定する安全衛生推進者（以下「安全衛生推進者」という。）及び消防法（昭和23年法律第186号）第8条に規定する防火管理者（以下「防火管理者」という。）を置く。												
2 前項に規定する安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、 <u>化学物質管理者</u> 、 <u>保護具着用管理責任者</u> 及び防火管理者の担当箇所は、別表第1のとおりとする。	2 前項に規定する安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者及び防火管理者の担当箇所は、別表第1のとおりとする。												
(健康診断の種類等) 第23条 [略] 2 前項の健康診断の対象職員、項目及び回数又は時期は、 <u>省令</u> に定めるとおりとする。	(健康診断の種類等) 第23条 [略] 2 前項の健康診断の対象職員、項目及び回数又は時期は、 <u>労働安全衛生規則</u> （昭和47年労働省令第32号）に定めるとおりとする。												
3 [略]	3 [略]												
別表第1（第4条関係）	別表第1（第4条関係）												
<table border="1"><thead><tr><th>管理者等の区分</th><th>担当箇所</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>安全衛生推進者</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	管理者等の区分	担当箇所	[略]		安全衛生推進者	[略]	<table border="1"><thead><tr><th>管理者等の区分</th><th>担当箇所</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>安全衛生推進者</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	管理者等の区分	担当箇所	[略]		安全衛生推進者	[略]
管理者等の区分	担当箇所												
[略]													
安全衛生推進者	[略]												
管理者等の区分	担当箇所												
[略]													
安全衛生推進者	[略]												

化学物質管理者	水道総合センター		
保護具着用管理責任者	水道総合センター		
[略]		[略]	

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市水道局企業管理規程第12号

さいたま市水道局特定非常勤職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規程 の一部を改正する規程

さいたま市水道局特定非常勤職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規程（平成22年さいたま市水道局企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(休業補償)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該特定非常勤職員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該拘置、留置又は収容の期間については、休業補償は行わない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合</p>	<p>(休業補償)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該特定非常勤職員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該拘置、留置又は収容の期間については、休業補償は行わない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、<u>同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</u></p>

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市水道局企業管理規程第13号

さいたま市水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局企業職員就業規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 前項に規定する場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>つわりその他の妊娠に起因する症状のため勤務することが著しく困難な場合</u> 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間</p> <p>ア <u>妊娠中の場合</u> 2週間の範囲内において必要と認める期間</p> <p>イ <u>妊娠4か月未満で流産した場合</u> 当該流産の日から起算して7日の範囲内において必要と認める期間</p> <p>(6)～(16) [略]</p> <p>(17) 夏季において心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合 原則として一の年の7月から9月までの期間（別に定める事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、別に定める期間）内における連続する5日の範囲内の期間</p> <p>(18)～(24) [略]</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 前項に規定する場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>妊娠中の職員が妊娠に起因するつわり等の障害のため勤務することが著しく困難な場合</u> 2週間の範囲内において必要と認める期間</p> <p>(6)～(16) [略]</p> <p>(17) 夏季において心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合 原則として一の年の7月から9月までの期間内における連続する5日の範囲内の期間</p> <p>(18)～(24) [略]</p> <p>3・4 [略]</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後のさいたま市水道局企業職員就業規程第18条第2項第5号イの規定は、令和6年4月1日以後に同号イに掲げる場合に該当することとなつた職員について適用する。

さいたま市水道局企業管理規程第14号

さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局企業職員の給与に関する規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（勤勉手当）</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2～9 [略]</p> <p>10 基準日以前6月以内の期間において、<u>第19条第9項各号</u>に掲げる者が給与条例の適用を受ける職員となった場合（同項第3号に掲げる者にあっては、引き続き給与条例の適用を受ける職員となった場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間（<u>同項第2号</u>に掲げる者として在職した期間にあっては、<u>週当たりの通常の勤務時間が15時間30分以上である職員として在職した期間に限る。</u>）は、第8項の勤務期間に算入する。この場合の期間の算定については、<u>同項各号</u>に掲げる期間に相当する期間を除算する。</p> <p>11・12 [略]</p>	<p>（勤勉手当）</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2～9 [略]</p> <p>10 基準日以前6月以内の期間において、<u>第19条第9項第1号及び第3号</u>に掲げる者が給与条例の適用を受ける職員となった場合（同項第3号に掲げる者にあっては、引き続き給与条例の適用を受ける職員となった場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、第8項の勤務期間に算入する。この場合の期間の算定については、<u>第8項各号</u>に掲げる期間に相当する期間を除算する。</p> <p>11・12 [略]</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和6年6月に支給する勤勉手当の勤務期間に算入するこの規程による改正後のさいたま市水道局企業職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第22条第10項に規定する期間（令和5年12月2日から令和6年3月31日までのものに限る。）の算定に当たっては、令和5年12月2日から令和6年3月3

1日までの期間において改正後の規程第19条第9項第2号に掲げる職員（週当たりの通常の勤務時間が15時間30分以上である職員に限る。）として在職した職員については、改正後の規程第22条第10項の規定にかかわらず、改正後の規程第19条第9項及び第10項の規定により算定した期間を、改正後の規程第22条第10項に規定する期間とみなす。